

組合員の皆様へ

大阪府整容国民健康保険組合
理事長 森岡 吉竹

◇ 保険料改定のお知らせ ◇

時下、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます

平素は、当国保組合の事業運営にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

令和5年2月27日に開催いたしました理事会及び組合会におきまして、審議の結果、下記のとおり保険料改定のご承認をいただきました。

その結果、保険料を1人あたり1,000円の増額(医療分基礎賦課額500円・後期高齢者支援金等500円)、介護保険料(40歳～64歳の方)を1人あたり500円の増額と決定いたしました。

コロナウイルス等による医療費の高騰、後期高齢者支援金の増加、また、介護保険料についても、毎年増加を続け、当国保組合では、ここ数年3億円ほどの赤字が続いています。よって、保険料の増額をお願いせざるを得なくなりました。

組合員の皆様に多大なご負担をお願いせざるを得ないことは大変心苦しく存じますが、何卒、諸事情をご賢察のうえ、ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

記

事業主

令和5年4月1日より(月額)

基礎賦課額(※1)	12,000円 (旧 11,500円)
後期高齢者支援金等賦課額(※2)	3,500円 (旧 3,000円)
合計	15,500円 (旧 14,500円)

従業員

令和5年4月1日より(月額)

基礎賦課額(※1)	9,000円 (旧 8,500円)
後期高齢者支援金等賦課額(※2)	3,500円 (旧 3,000円)
合計	12,500円 (旧 11,500円)

すべての家族(一人につき)

令和5年4月1日より(月額)

基礎賦課額(※1)	5,000円 (旧 4,500円)
後期高齢者支援金等賦課額(※2)	3,500円 (旧 3,000円)
合計	8,500円 (旧 7,500円)

40歳～64歳の介護保険料(一人につき)

令和5年4月1日より(月額)

介護納付金賦課額(※3)	2,800円 (旧 2,300円)
--------------	--------------------------

(※1) 医療分(基礎賦課額)とは、医療機関等で受診された場合に、一部負担金を除く医療費を当国保組合が医療機関等へ支払うために必要な保険料のことです。

(※2) 後期高齢者支援金等賦課額とは、0歳～74歳の全ての方が加入している各医療保険を通じて後期高齢者医療制度(75歳以上の方全員が加入する健康保険)へ納付する保険料のことです。

(※3) 介護保険料とは、40歳～64歳の全ての方が加入している各医療保険を通じて介護保険制度へ納付する保険料のことです。